

令和4年10月20日

青葉区連合自治会長会

健康福祉局障害施策推進課

令和4年生活のしづらさなどに関する調査  
(全国在宅障害児・者等実態調査)の実施について(通知)

清秋の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

厚生労働省では、横浜市を通じ「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」を実施することになりました。

つきましては、調査員が対象地区へのチラシ配布や訪問をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 調査概要

(1) 調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

(2) 調査対象

調査区に居住する在宅の障害児・者等

((障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳))所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方)を対象としています。

(3) 対象地区(青葉区内13地区)

1	中里地区:禅当寺自治会 市ヶ尾地区:上市ヶ尾町内会	6	青葉台地区:つつじが丘自治会	11	山内地区:美しが丘西保木自治会
2	谷本地区:千草台自治会	7	青葉台地区:青葉台一丁目自治会	12	美しが丘地区:美しが丘一丁目南自治会
3	上谷本地区:もえぎ野町内会	8	中里北部地区:たちばな台町内会	13	山内地区:新石川中村自治会
4	中里地区:大場町一心会	9	奈良町地区:あおば山の手台グラン・ジャルダン自治会		
5	荻田地区:小黑自治会	10	山内地区:あざみ野団地自治会		

(4) 調査の事項

ア 調査対象者の基本的属性に関する調査項目

年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等

イ 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス  
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

(5) 調査基準日

令和4年12月1日(木)

(6) 調査の方法

ア 11月中旬以降に調査員が『調査実施のお知らせ(世帯用)』(必要に応じてマンション管理人のお知らせ)を調査地区内の各世帯に配布します。

イ 訪問を望まない方からのご連絡を健康福祉局障害施策推進課で受けます。

ウ 11月28日(月)から12月22日(木)までの期間に調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、世帯主や調査対象者の有無を確認して「地区要図」と「世帯名簿」を作成します。

エ 調査対象者がいる場合は、訪問時に調査票を手渡し、記入及び返送を依頼します(返送期限:1月10日(火))。

調査票は、原則として調査対象者本人が記入し直接ご郵送いただきます。必要に応じて、適切な記入支援を実施します。

- ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版の調査票を配布
- ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮
- ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆

(7) 調査員の身分

調査員は横浜市長から本調査を行う者として任命を受けており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

2 問い合わせ先

健康福祉局障害施策推進課 田辺、田中

電話:045-671-3603 FAX:045-671-3566

メール:[kf-syosuishin@city.yokohama.jp](mailto:kf-syosuishin@city.yokohama.jp)